

合を含む。)に規定する政令で定める日は、平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による求職者等給付に係る規定のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十一、第五十二条ノ二第一項又は第五十二条ノ三第一項の規定により平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金を支給しないこととされる期間に属する日とする。

<p>平成十九年改 正法附則第六 の厚生年金保 険法附則第七 条の四第四項</p>	<p>雇用保険法第 十一条第一項に 規定する受給 資格</p>	<p>雇用保険法等の一 部を改正する法律(平成十 九年法律第三十号)以 下この項において「平 成十九年改正法」とい う。」附則第四十二条 第一項の規定によりな お従前の例によるもの とされた平成十九年改 正法第四条の規定によ る改正前の船員保険法 (以下この項において 「平成二十二年改正前 船員保険法」という。) の規定による求職者等 給付のうち平成二十二 年改正前船員保険法第 三十三条ノ三の規定に より失業保険金(平成 二十二年改正前船員保 険法の規定による失業 保険金をいう。)の支</p>
---	---	---

(失業保険金の支給を受けることができる者が老齢厚生年金の受給権者となつた場合の老齢厚生年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え)

第五十一条 平成十九年改正法附則第六十八条第二項の規定により厚生年金保険法附則第十一条の五、第十三条の三、第十三条の六第三項及び第十三条の八第五項において準用する平成十九年改正法附則第六十七条の規定による改正後の厚生年金保険法附則第七条の四第四項及び第五項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項各号	次項	次の規定と、	次項各号
平成十九年改正法附則第六十八条第一項の規定により読み替えて準用する第一項各号	平成十九年改正法附則第六十八条第二項の規定により読み替えて準用する次項の規定	と、	「平成一七三文三去付」

附則第十二条の二第一項	附則第十二条の二第二項	附則第十二条の二第三項	附則第十二条の二第四項
雇用保険法 第十四条第二項第一号 に規定する 受給資格	雇用保険法等の一部を 改正する法律（平成十九年法律第三十号）附 則第四十二条第一項の 規定によりなお従前の 例によるものとされた 同法第四条の規定によ る改正前の船員保険法 (以下この項において 「平成二十一年改正前船 員保険法」という。)の 規定による求職者等給 付のうち平成二十二年 改正前船員保険法第三 十三条ノ三の規定によ り失業保険金（平成二	雇用保険法 第十四条第二項第一号 に規定する 受給資格	雇用保険法等の一部を 改正する法律（平成十九年法律第三十号）附 則第四十二条第一項の 規定によりなお従前の 例によるものとされた 同法第四条の規定によ る改正前の船員保険法 (以下この項において 「平成二十一年改正前船 員保険法」という。)の 規定による求職者等給 付のうち平成二十二年 改正前船員保険法第三 十三条ノ三の規定によ り失業保険金（平成二

<p>則第十二条の八の二第二項第一号（平成十九年改正法附則第七十二条第二項）において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める日は、平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお前年の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金を支給しないこととする期間に属する日とする。</p> <p>（失業保険金の支給を受けることができる者が退職共済年金の受給権者となつた場合の退職共済年金の支給停止に係る経過措置に関する技術的読替え）</p>
<p>第五十四条 平成十九年改正法附則第七十二条第二項の規定により平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項及び第五項の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>正法附則第七十二条第一項の規定による改正後 の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項</p>
<p>雇用保険法第十四条第二項第一号について「平成十九年改正法」という。）附則第第四十二条第一項の規定による受給資格</p>
<p>雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この項において「平成十九年改正法」という。）附則第第四十二条第一項の規定による前年の例によるものとされた平成十九年改正法第四条の規定による改正前の船員保険法（以下この項において「平成二十二年改正前船員保険法」という。）の規定による求職者等給付のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条の規定により失業保険金</p>
<p>平成十九年改正法附則第七十二条第一項の規定による改正後 の国家公務員共済組合法附則第十二条の八の二第四項</p>
<p>雇用保険法第十四条第二項第一号について「平成十九年改正法」という。）附則第第四十二条第一項の規定による受給資格</p>

は、労働保険特別会計の労災勘定に積み立てられたものとみなす。

一 平成二十二年改正前船員保険法第三章第二節及び第五節から第七節までに規定する保険給付（船員法（昭和二十二年法律第百号）に規定する災害補償に相当するものに限る。）に充てるため積み立てられたもの（平成十九年改正法第四条の規定による改正後の船員保險法（以下この条及び第五十九条において「平成二十二年改正後船員保険法」という。）第五十三条第一項第六号に掲げる給付、平成二十二年改正後船員保険法第三十三条第三項に規定する下船後の療養補償に係る保険給付及び平成二十二年改正後船員保険法第四章第三節に規定する保険給付に充てるべき部分を除く。）

二 平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節に規定する保険給付に充てるため積み立てられたものから次項の積立金を除いたもの（船舶所有者が負担した部分に相当するものに限る。）

三 積立金のうち、平成二十二年改正前船員保険法第三章第四節に規定する保険給付に要する一年分の費用に相当するものは、労働保険特別会計の雇用勘定に積み立てられたものとみなす。

四 積立金のうち、前二項の規定により労働保険特別会計の労災勘定又は雇用勘定に積み立てられたものとみなされたもの以外のものは、協会に承継したものとみなす。

五 最終会計年度の末日に暫定船員保険特別会計に属する権利義務は、前各項に定めるもののか、次の各号に掲げる権利義務の区分に応じ、当該各号に定める勘定に帰属するものとする。

一 特別会計に関する法律附則第九十九条に規定する権利義務 労働保険特別会計の雇用勘定

二 暫定船員保険特別会計に所属する土地、建物及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。以下この号において「土地等」という。）のうち厚生労働大臣が財務大臣に協議して指定するもの並びに暫定船員保険特別会計に所属する物品のうち厚生労働大臣が指定するもの並びに暫定船員保険特別会計に所属する土地等及び物品以外のものであつて厚生労働大臣が指定するものの権利義務（前号に掲げるものを除く。）

年金特別会計の健康勘定

三 暫定船員保険特別会計に所属する権利義務である前二号に掲げるもの以外の権利義務（協会の準備金に関する経過措置）

第五十六条 前条第四項の規定により協会に承継したものとみなされた積立金の額に相当する額は、準備金として整理しなければならない。（平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定するその他の収入の繰入れ）

第五十七条 平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項に規定する政令で定める収入は、次のとおりとする。

一 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）附則第五条の二第八項及び第九項の規定による納付金

二 平成二十二年改正前船員保険法第五十七条ノ二第二項及び第三項の事業の用に供していられた施設の譲渡により生ずる収入

三 前号に掲げるもののほか、平成十九年改正法附則第三百三十八条第四項の規定により年金特別会計の業務勘定に帰属した権利義務のうち厚生労働大臣が指定したものに係る収入

四 平成十九年改正法附則第三百三十九条第一項の規定による労働保険特別会計の労災勘定若しくは雇用勘定又は年金特別会計の健康勘定への繰入れについては、同項に規定する政令で定める収入のうち厚生労働大臣が指定するものに相当する金額を厚生労働大臣が指定する勘定に繰り入れるものとする。

（船員保険の職務上の事由による保険給付及び失業等給付に関する経過措置）

第五十七条の二 平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお從前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この項において「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和五年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和四年三月三十一日」と、「四万六千三百三十円」とあるのは「一百三十九万円」とあるのは「百三十三五・〇三」とあるのは「二二五・六二」と、

「二二・〇五」とあるのは「二二・五六」と、三月三十一日までの日

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日

平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日

平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日

平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日

平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日

平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日

平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの日

平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの日

平成三十三年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの日

平成三十四年四月一日から平成三十五年三月三十一日までの日

平成三十五年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの日

平成三十六年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの日

平成三十七年四月一日から平成三十八年三月三十一日までの日

平成三十八年四月一日から平成三十九年三月三十一日までの日

平成三十九年四月一日から平成四十一年三月三十一日までの日

平成四十一年四月一日から平成四十二年三月三十一日までの日

平成四十二年四月一日から平成四十三年三月三十一日までの日

平成四十三年四月一日から平成四十四年三月三十一日までの日

平成四十四年四月一日から平成四十五年三月三十一日までの日

平成四十五年四月一日から平成四十六年三月三十一日までの日

平成四十六年四月一日から平成四十七年三月三十一日までの日

平成四十七年四月一日から平成四十八年三月三十一日までの日

平成四十八年四月一日から平成四十九年三月三十一日までの日

平成四十九年四月一日から平成五十一年三月三十一日までの日

平成五十一年四月一日から平成五十二年三月三十一日までの日

平成五十二年四月一日から平成五十三年三月三十一日までの日

平成五十三年四月一日から平成五十四年三月三十一日までの日

平成五十四年四月一日から平成五十五年三月三十一日までの日

平成五十五年四月一日から平成五十六年三月三十一日までの日

平成五十六年四月一日から平成五十七年三月三十一日までの日

平成五十七年四月一日から平成五十八年三月三十一日までの日

平成五十八年四月一日から平成五十九年三月三十一日までの日

平成五十九年四月一日から平成六十一年三月三十一日までの日

平成六十一年四月一日から平成六十二年三月三十一日までの日

平成六十二年四月一日から平成六十三年三月三十一日までの日

平成六十三年四月一日から平成六十四年三月三十一日までの日

平成六十四年四月一日から平成六十五年三月三十一日までの日

平成六十五年四月一日から平成六十六年三月三十一日までの日

平成六十六年四月一日から平成六十七年三月三十一日までの日

平成六十七年四月一日から平成六十八年三月三十一日までの日

平成六十八年四月一日から平成六十九年三月三十一日までの日

平成六十九年四月一日から平成七十一年三月三十一日までの日

平成七十一年四月一日から平成七十三年三月三十一日までの日

平成七十三年四月一日から平成七十五年三月三十一日までの日

平成七十五年四月一日から平成七十七年三月三十一日までの日

平成七十七年四月一日から平成七十九年三月三十一日までの日

平成七十九年四月一日から平成八十一年三月三十一日までの日

平成八十一年四月一日から平成八十三年三月三十一日までの日

平成八十三年四月一日から平成八十五年三月三十一日までの日

平成八十五年四月一日から平成八十七年三月三十一日までの日

平成八十七年四月一日から平成八十九年三月三十一日までの日

平成八十九年四月一日から平成九一年三月三十一日までの日

平成九一年四月一日から平成九三年三月三十一日までの日

平成九三年四月一日から平成九五年三月三十一日までの日

平成九五年四月一日から平成九七年三月三十一日までの日

平成九七年四月一日から平成九九年三月三十一日までの日

平成九九年四月一日から平成二〇一年三月三十一日までの日

平成二〇一年四月一日から平成二〇三年三月三十一日までの日

平成二〇三年四月一日から平成二〇五年三月三十一日までの日

平成二〇五年四月一日から平成二〇七年三月三十一日までの日

平成二〇七年四月一日から平成二〇九年三月三十一日までの日

平成二〇九年四月一日から平成二〇一年三月三十一日までの日

「…とする。
平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による介護料（平成二十二年八月以後の月分のものに限る。）の月額は、平成二十二年改正前船員保険法第四十六条第二項の厚生労働省令で定めた額に厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働省令で定める率は、当該得た額が當時又は隨時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮した額となるようして定めるものとする。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定により、なお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による葬祭料の額は、平成二十二年改正前船員保険法第五十条ノ九第一項各号のいずれかに該当する日が平成二十二年八月一日以後であるときは、同条第二項第一号の規定により算定された額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る）の日額は、平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第三項の規定により定められた金額に厚生労働大臣が定めた率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法（昭和四十九年法律第百十五回）による基本手当の日額との均衡を考慮した額となるよう定めるものとする。

平成十九年改正法附則第四十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による失業保険金（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る）に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ九第四項に規定する厚生労働大臣の定める額は、同項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額との均衡を考慮した額となるよう定めるものとする。

二十二年改正前船員保険法の規定による就業促進手当のうち平成二十二年改正前船員保険法第三十三条ノ十五ノ一第一項第一号に該当する者に係るもの（平成二十二年八月一日以後の分として支給されるものに限る。）及び同項第二号に該当する者に係るもの（その職業に就いた日が平成二十二年八月一日以後である者に支給されるものに限る。）に係る同条第三項第一号に規定する厚生労働大臣の定める上限額は、同号の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第五十六条の三第三項第一号に規定する基本手当額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

平成十九年改正法附則第四十二条第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項の規定による高齢雇用継続基本給付金（平成二十二年八月以後の月分のものに限る。次項において同じ。）及び平成十九年改正法附則第四十二条第五項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十五条第一項の規定による高齢再就職給付金（平成二十二年八月以後の月分のものに限る。次項において同じ。）に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十四条第一項第二号に規定する支給限度額は、同号の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額との均衡を考慮した額となるように定めるものとする。

第六項の規定により厚生労働大臣が定めた額によるものとされた平成二十一年改正前船員保険法第三十六条第一項の規定による育児休業基本給付金（休業開始応当日）（同条第三項に規定する休業開始応当日をいう。以下この項において同じ。）が平成二十二年八月一日以後ある支給単位期間に係るものに限る。）及び平成十九年改正法附則第四十二条第七項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法第三十七条の規定による育児休業者職場復帰給付金（休業開始応当日が平成二十二年八月一日以後である支給単位期間（当該育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに限る。）に係るものに限る。）に係る平成二十二年改正前船員保険法第三十六条第四項の下限額及び上限額は、同条第五項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定めた額との均衡を、上限額にあっては同項第二号に定める額との均衡を、それぞれ考慮した額となるように定めるものとする。

平成十九年改正法附則第四十二条第八項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十一年改正前船員保険法第三十八条第一項の規定による介護休業給付金（休業開始応当日をいう。）が平成二十二年八月一日以後ある支給単位期間に係るものに限る。）に係る同条第四項の下限額及び上限額は、同条第五項の規定により厚生労働大臣が定めた額に厚生労働大臣が定めた額との均衡を、上限額にあっては同項第一号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、当該厚生労働大臣が定める率は、当該得た額が雇用保険法第十七条第三項第一号に定める額との均衡を、上限額にあっては同項第二号に定める率は、当該得た額が雇用保険法第十七条第三項第一号に定める額（その額が同法第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）との均衡を考慮した額となるものとする。

それ考慮した額となるように定めるものとする。

第五十八条 平成十九年改正法附則第二十四条第一項（保険料率の決定に関する経過措置）

一項の規定により協会が施行日の属する月から平成二十三年二月までの間の疾病保険料率を決定する場合における第一条の規定による改正後定の船員保険法施行令（以下この条において「改正後の船員保険法施行令」という。）第十九条の規定の適用については、同条中「厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額（同号口に掲げる額については、平成二十二年一月分から同年三月分までの当該額と平成二十二年度の当該額の合算額とする。）」と、「一の事業年度の三月分から当該一の事業年度の翌事業年度の二月分」とあるのは「平成二十二年一月分から平成二十三年二月分」と、「当該翌事業年度の四月分から三月分」とあるのは「平成二十二年一月分から平成二十三年三月分」と、「当該翌事業年度において納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として厚生労働省令で定めるところにより算定される」とあるのは「平成二十二年一月分から平成二十三年三月までの間ににおいて納付が見込まれる保険料の額の総額の割合として協会が算定する」と、「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月（疾病任意継続被保険者においては、平成二十三年三月）までの間に」と、同条第一号二中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該一の事業年度の翌事業年度の一月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」と、「一の事業年度の翌事業年度の四月から三月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月」とする。

平成十九年改正法附則第二十五条第一項の規定により協会が施行日の属する月から平成二十三年二月までの間の災害保健福祉保険料率（疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率及び後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率を除く。）を決定する場合における改正後の船

員保険法施行令第二十二条の規定の適用については、同条中「厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月までの間に」と、同条第一号本中「一の事業年度」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該一の事業年度の三月から」とあるのは「平成二十二年三月から当該一の事業年度の翌事業年度の一月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年一月」とする。

5 平成十九年改正法附則第二十五条第一項の規定により協会が施行日の属する月から平成三十年三月までの間の後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率を決定する場合における改正後の船員保険法施行令第二十七条において読み替えて準用する改正後の船員保険法施行令第二十二条の規定の適用については、同条中「厚生労働省令で定めるところにより、一の事業年度の翌事業年度」とあるは「平成二十一年一月から平成二十三年三月までの間」と、「当該」の事業年度の三月から二号中「一の事業年度の三月から当該」の事業二十三年二月までの間に」と、同条第一号末中「の事業年度」とあるのは「平成二十一年一月から平成二十三年三月までの間」と、同条第二号中「一の事業年度の三月から当該」の事業年度の翌事業年度の「一月」とあるのは「平成二十二年一月から平成二十三年二月」とする。
（船員保険の疾病任意継続被保険者に関する保険料の納付の特例）
第五十九条 船員保険の疾病任意継続被保険者に関する平成二十二年一月の保険料の納付についての平成二十二年改正後船員保険法第百二十七条第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「十日」とあるのは、「二十日」とする。
（雇用保険の被保険者であつた期間に関する経過措置）
第六十条 施行日前に船員保険の被保険者であつたことがある者（施行日の前日において船員保険の被保険者であつた者を除く。）が施行日以後に雇用保険の被保険者の資格を取得した場合において、当該被保険者の資格を取得した日の直前の船員保険の被保険者の資格（第一号に規定する者に係る資格を除く。）を喪失した日が施行日前であつて当該雇用保険の被保険者の資格を取得した日前一年の期間内にあるときは、施行日前の船員保険の被保険者であつた期間（次に掲げる期間を除く。）は、雇用保険の被保険者であつた期間とみなす。
一 平成二十二年改正前船員保険法第三十三条期間

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用に関する経過措置）

第六十一条 施行日前に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定（行政文書の開示に係る部分に限る。）に基づき協会が行う船員保険事業に関する業務に係る行政文書に関して社会保険庁長官（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び社会保険庁長官に対してされた行為は、施行日以後は、同法の規定に基づき厚生労働大臣（同法第十七条の規定により委任を受けた職員を含む。以下この条において同じ。）がした行為及び厚生労働大臣に対してされた行為とみなす。

2 施行日前に社会保険庁長官に対してされた開示請求が平成十九年改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際次の各号のいずれかに該当する場合には、当該開示請求に係る行政文書に係る権利（平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定による承継の対象とならないものと定める権利）（平成十九年改正法附則第二十九条第一項の規定による承継の対象とならないものと定めること）。

一 開示請求に係る開示決定等がされていないとき。

二 開示請求に係る開示決定に基づく開示の実施がされていないとき（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十四条第四項の規定による不服申立てができるとき（同法による不服申立てをすることができるときを含む。）。

三 開示請求に係る開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六百六十号）による不服申立てがされているとき（同法による不服申立てをすることができるときを含む。）。

三 前二項の「行政文書」又は前項の「開示請求」、「開示決定等」若しくは「開示決定」とは、それぞれ行政機関の保有する情報の公開に喪失した日前の被保険者であった期間

年八月から平成十七年七月までの月分の平成十二年改正前船員保険法による障害年金及び喪葬年金の額、平成十六年八月一日から平成十七年七月三十一日までに係る平成二十二年改正前船員保険法による傷病手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前就労一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む）。並びに平成十六年八月から平成十七年七月までの月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、平成十七年改正政令第一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第百五十九号以下平成三十一年改正政令ト称ス）附則第二百四十号」別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十九号以下平成三十一年改正政令ト称ス）附則第三条第一項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」であるのは、「平成三十一年改正政令附則第三条第一項ノ表」と、平成十七年改正政令第三条第一項ノ表第三条第一項ノ表」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十九号）附則第三条第一項ノ表」とする。

平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日
○・九	○・九	○・九	○・九
一・○	九〇・九	八〇・九	九〇・九
○・九	○・九	○・九	○・九
一・○	九〇・九	八〇・九	九〇・九

障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	昭和二十八年三月三十一日以前の日	昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十日までの日	昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十一年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十二年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十三年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十四年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十五年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十六年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和三十九年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	昭和四十一年四月一日から昭和四十年三月三十日までの日	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十日までの日	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十日までの日
二 六 ・ ○	八 六 ・ 八	六 七 ・ 七	六 八 ・ 六	九 一 ・ 五	九 一 ・ 〇	一 一 ・ 二	一 一 ・ 四	一 一 ・ 八	一 一 ・ 八	一 一 ・ 七	一 一 ・ 八	一 一 ・ 九	一 一 ・ 〇	一 一 ・ 〇	一 一 ・ 五

平成十九年改正政令第一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス）附則第三条第三項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第三項ノ表」と、平成十九年改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十号）附則第三条第三項ノ表」とする。

改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百三十六号。以下この項において「平成二十年改正政令」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年八

昭和二十八年三月三十一日までの日	昭和二十八年三月三十一日以前の日	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保險者の資格を喪失すべき事由が生じた日	年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による傷病手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	昭和二十八年三月三十一日以前の日	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保險者の資格を喪失すべき事由が生じた日	年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による傷病手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	昭和二十九年三月三十一日以前の日	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保險者の資格を喪失すべき事由が生じた日	年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による傷病手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	昭和二十九年三月三十一日以前の日	率	障害若しくは死亡の原因となつた疾病若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保險者の資格を喪失すべき事由が生じた日	年改正前船員保険法による障害年金及び遺族年金の額、平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成十九年八月一日から平成二十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による傷病手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）

平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	○	九〇・九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	○	九〇・九
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一〇・一〇	九〇・九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一〇・一〇	九〇・九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一〇・一〇	九〇・九
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一〇・一〇	九〇・九
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一〇・一〇	九〇・九
平成十八年四月一日までの日	一〇・一〇	九〇・九

第三条第五項ノ表」と、平成二十一年改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第百六十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十号）附則第三条第五項ノ表」とする。

前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二十一年八月一日から平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）並びに平成二十一年八月から平成二十二年七月までの月分の昭和六十一年改正附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額については、平成二十一年経過措置政令第一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十九号）別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第一百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス）附則第三条第六項ノ表」と、「船員保険法施行令（昭和三十一年政令第一百五十九号）別表第三」とあるのは「平成三十一年改正政令附則第三条第六項ノ表」と、平成二十二年改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第一百五十号）附則第三条第六項ノ表」とする。

の額、平成二十一年八月一日から平成二十二年	七月三十日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二十一年八月一日から平成二十二年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十一条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む）。並びに平成二十一年八月から平成二十二年七月までの月分の昭和六十年改正法附則第十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額について、平成二十一年経過措置政令第一条の規定による改正前の船員保険法施行令第四十二条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第五十号）別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第五十号）別表第三」とあるのは、「平成三十一年改正政令附則第三条第六項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」とあるのは、「平成三十一年改正政令附則第三条第六項ノ表」と、平成二十二年改正政令第二条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百十六条第一項の表旧船員保険法施行令の項中「船員保険法施行令別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第五十号）別表第三」とある。
障害若しくは死亡の原因となつた疾	率
病若しくは負傷の発した日又は最後	
に平成二十二年改正前船員保険法第	
十七条の規定による被保険者の資格	
を喪失すべき事由が生じた日	
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二五・
昭和二十八年四月一日から昭和二十	二二・
九年三月三十一日までの日	一九
昭和二十九年四月一日から昭和三十	二〇・
年三月三十一日までの日	九四
昭和三十年四月一日から昭和三十	二〇・
年三月三十一日までの日	〇三

条第一項ノ表一、「船員呆瘞法施行令別表第

障害若しくは負傷の発した日又は最後に平成二十二年改正前船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	昭和二十八年三月三十一日以前の日	昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	昭和三十一年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	昭和三十三年四月一日から昭和三四年三月三十一日までの日	昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	昭和三六年四月一日から昭和三七年三月三十一日までの日	昭和三七年四月一日から昭和三八年三月三十一日までの日	昭和三九年四月一日から昭和三〇年三月三十一日までの日	昭和三〇年四月一日から昭和三一年三月三十一日までの日	昭和三一年四月一日から昭和三二年三月三十一日までの日	昭和三二年四月一日から昭和三三年三月三十一日までの日	昭和三三年四月一日から昭和三四年三月三十一日までの日	昭和三四年四月一日から昭和三五年三月三十一日までの日	昭和三五年四月一日から昭和三六年三月三十一日までの日	昭和三六年四月一日から昭和三七年三月三十一日までの日
率	二四・	二二・	二一・	二〇・	一九・	一八・	一七・	一六・	一五・	一四・	一三・	一二・	一〇・	一・	一〇・	一・
四 五 ・ 九	九 六 ・ 七	七 七 ・ 六	二 八 ・ 五	九 八 ・ 三	二六 一〇 ・	三六 一 ・	六〇 一 ・	六六 一 ・	六六 一 ・	六五 一 ・	九八 一 ・	七八 一 ・	七二 一 ・	六三 一 ・	六五 一 ・	八八 一 ・

三年八月一日から平成二十四年七月三十日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、平成二十四年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十四号）別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十号以下正す政令（平成三十一年改政令ト称ス）附則第四条第一項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」とあるのは、「平成三十一年改政令附則第四条第二項ノ表」とする。

昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・	率
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十日までの日	二一・	
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十日までの日	二〇・	
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十日までの日	一九・	
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十日までの日	一八・	
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十日までの日	一七・	
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十日までの日	一六・	
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十日までの日	一五・	
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十日までの日	一四・	
昭和三十七年三月三十日までの日	一〇・	

昭和三十七年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	昭和五十年四月一日から昭和五一年三月三十一日までの日	昭和五一年四月一日から昭和五二年三月三十一日までの日	昭和五十二年四月一日から昭和五三年三月三十一日までの日	昭和五十三年四月一日から昭和五四年三月三十一日までの日	昭和五十四年四月一日から昭和五五年三月三十一日までの日	昭和五十五年四月一日から昭和五六年三月三十一日までの日	昭和五十六年四月一日から昭和五七年三月三十一日までの日	昭和五十七年四月一日から昭和五八年三月三十一日までの日	昭和五十八年四月一日から昭和五九年三月三十一日までの日
八一 · 三	一一 · 四	八一 · 五	五一 · 六	四一 · 七	四一 · 八	一二 · 〇	二二 · 一	三二 · 二	二二 · 一	三二 · 二	三二 · 二	二二 · 一	二二 · 一	二二 · 一	二二 · 一	二二 · 一

昭和二十九年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	昭和三十九年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	昭和四五年四月一日から昭和四六年三月三十一日までの日	昭和四六年三月三十一日までの日	昭和四七年三月三十一日までの日	昭和四八年三月三十一日までの日	昭和四九年三月三十一日までの日	昭和四九年三月三十一日までの日	昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日
二〇・六	二・六	六・三・二	七・三・八	八・四・四	○・五・一	四・五・九	九・六・七	七・二	八・五	九・九・三	一〇・二六	一一・一	一二・一	一三・一	一四・一	一五・一	一六・一	一七・一	一八・一

三十一日までの日	平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日

の最高限度額を含む。)については、平成二十一年度六
年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定により読
み替えられた船員保険法施行令第四十条の表中
「船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四
十号)別表第三」とあるのは、「雇用保険法等
」の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係
政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部
を改正する政令(平成三十一年政令第百五十号)
以下平成三十一年改正政令(ト称ス)附則第四条
「第四項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」
とあるのは、「平成三十一年改正政令附則第四条
第四項ノ表」とする。

6 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の	平成十年四月一日から平成十一年三月三十日までの日	八〇・九
	平成十一年四月一日から平成十二年三月三十日までの日	七〇・九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十日までの日	平成十三年四月一日から平成十四年三月三十日までの日	七〇・九
	平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの日	八〇・九
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十日までの日	平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの日	八〇・九
	平成十七年四月一日から平成十八年三月三十日までの日	八〇・九
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十日までの日	平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日までの日	八〇・九
	平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十日までの日	八〇・九
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十日までの日	平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十日までの日	八〇・九
	平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日までの日	八〇・九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十日までの日	平成二十四年四月一日から平成二十二年三月三十日までの日	八〇・九
	平成二十四年四月一日から平成二十三年三月三十日までの日	八〇・九

障害若しくは死亡の原因となつた疾 病若しくは負傷の発した日又は最後 に平成二十二年改正前船員保険法第 十七条の規定による被保険者の資格 を喪失すべき事由が生じた日	昭和二十八年三月三十一日以前の日	二四・	率
昭和二十八年四月一日から昭和二十 九年三月三十日までの日	昭和二十九年四月一日から昭和三十 一年三月三十日までの日	二一・	
昭和三十年四月一日から昭和三十 一年三月三十日までの日	昭和三十一年四月一日から昭和三十 二年三月三十日までの日	二〇・	
昭和三十一年四月一日から昭和三十 二年三月三十日までの日	昭和三十二年四月一日から昭和三十 三年三月三十日までの日	一九・	
昭和三十三年四月一日から昭和三十 四年三月三十日までの日	昭和三十四年四月一日から昭和三十 五年三月三十日までの日	一八・	
昭和三十五年四月一日から昭和三十 六年三月三十日までの日	昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十日までの日	一七・	
昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十日までの日	一六・	
昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十日までの日	昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十日までの日	一五・	
昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十日までの日	一四・	
昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十日までの日	一三・	
昭和三十六年四月一日から昭和三十 七年三月三十日までの日	昭和三十七年四月一日から昭和三十 八年三月三十日までの日	一二・	
昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十日までの日	昭和三十九年四月一日から昭和三十 一年三月三十日までの日	一九・	
昭和三十八年四月一日から昭和三十 九年三月三十日までの日	昭和三十九年四月一日から昭和三十 一年三月三十日までの日	二〇・	

十一条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する二時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、平成二十八年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十九号）別表第三」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス）附則第四条第六項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三」とあるのは、「平成三十一年改正政令附則第四条第六項ノ表」とする。

昭和四十八年四月一日から昭和四十一年三月三十日までの日	昭和五十年四月一日から昭和五十一	昭和五十二年四月一日から昭和五十四年三月三十日までの日	昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十日までの日	昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十日までの日	昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの日	昭和五六年四月一日から昭和五八年三月三十日までの日	昭和五七年四月一日から昭和五九年三月三十日までの日	昭和五九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの日	昭和六十年四月一日から昭和六十二年三月三十日までの日	昭和六十三年四月一日から昭和六十四年三月三十日までの日	昭和六四年四月一日から昭和六年三月三十日までの日	昭和六年四月一日から平成三年三月三十日までの日	昭和六年四月一日から平成四年三月三十日までの日	昭和六年四月一日から平成五年三月三十日までの日	昭和六年四月一日から平成六年三月三十日までの日
二 一 ・ ○	四 一 ・ ○	六 一 ・ ○	八 一 ・ ○	二 一 ・ ○	五 一 ・ ○	九 一 ・ ○	三 一 ・ ○	六 一 ・ ○	九 一 ・ ○	三 一 ・ ○	六 一 ・ ○	九 一 ・ ○	三 一 ・ ○	六 一 ・ ○	九 一 ・ ○

九年八月から平成三十年七月までの月分の平成二十二年改正前船員保険法による障害年金及び三十一年七月三十一日までの日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに平成二十九年八月一日から平成三十年七月三十一日までに支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む)については、平成三十年改正政令による改正前の平成二十一年経過措置政令第五十七条の二第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令第四十条の表中「船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)別表第三三」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(平成三十一年政令第二百五十号以下平成三十一年改正政令ト称ス)附則第四条第八項ノ表」と、「船員保険法施行令別表第三三」とあるのは平成三十一年改正政令附則第四条第八項ノ表

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一
部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)
附則第三十九条の規定によりなお従前の例によ

2 経過措置
令和四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）

1 この政令は、令和元年八月一日から施行する。

2 (経過措置)
令和元年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む)については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年七月二八日政令第二二二号)(施行期日)

1 この政令は、令和二年八月一日から施行する。
(経過措置)

2 令和二年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額(障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む)については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年一月二七日政令第一三号)(施行期日)

1 この政令は、令和三年二月一日から施行する。(経過措置)

2 令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一
部を改正する法律(平成十九年法律第二十号)
附則第三十九条の規定によりなお従前の例によ

2 経過措置
令和四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）

令和三年一月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前年の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。による障害年金及び遺族年金の額（同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

附 則 **（令和三年七月三〇日政令第二一七号）**

（施行期日）
この政令は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）
令和三年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。による障害年金及び遺族年金の額（同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

附 則 **（令和三年八月六日政令第二二九号）**抄
（施行期日）
（施行期日）
第一條 この政令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則 **（令和四年七月二九日政令第二二九号）**

2 経過措置
令和四年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）